

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

b. IT 実装支援

取引先の中小企業が生成 AI やクラウドの業務アプリを導入するのを支援します。あわせて取引先の社内で AI を使いこなせる人材の育成を支援し、サイバーセキュリティ対策についても助言します。取引先が導入した仕組みを自社で使いこなし、日常の業務を回せる状態になるまで伴走します。

f. BCP/事業継続

当社の役員 2 名は中小企業診断士です。取引先の事業継続力強化計画の策定など、災害時にも事業を続けるための備えについて助言します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

また中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図ります。

3. その他（任意記載）

- ・ 当社が発注する取引では労務費や原材料費などの上昇を理由に価格の見直しの申し出があった場合は協議に応じ、適切な価格の決定に努めます。継続して委託する取引では、申し出がなくても定期的に協議の場を設けます。
- ・ 個人のフリーランスを含め、業務を外部に委託するときは委託の内容・代金・支払期日などの取引条件を書面または電子メールで明示します。代金は約束手形を使わず、法令に沿って定めた支払期日までに支払います。
- ・ 業務を委託するときは委託先の知的財産やノウハウを尊重し、成果物の権利の帰属と対価をあらかじめ取り決めます。
- ・ 取引先の働き方改革を妨げないよう、短すぎる納期での発注や急な仕様変更を避けます。やむを得ず変更するときは、費用の負担を取引先と協議します。
- ・ 支援先の中小企業にパートナーシップ構築宣言を紹介し、宣言の普及を図ります。

2026年10月15日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 Mirai Navi

代表取締役社長 空 栄一郎

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・ 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。